

## 第5回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成27年5月8日

9：30～

場所：本庁舎3階第3委員会室

### 1. 会長あいさつ

皆さんおはようございます。連休明けの早朝からお集まりいただき、ありがとうございます。

2000年の分権改革で、自治体が色んなことを自分たちで決めてやるという自己決定・自己責任の仕組みを法律改正までして作ったはずだが、今回の総合戦略は、いつまでにこれを作らないといけないとか、来年度予算は各省庁縦割りで下りてきそうな状況な中で、職員は苦勞している日々だと思う。

その行きつく先は何なのかというと、結局、今回の総合戦略も人口減少・高齢化を真正面から見据えて、各自治体が計画を作りなさいという話で、おそらく小さな地域の人口推計をしっかりと分析した上で作っていくことになるだろうと思う。そこで、やらなければいけないことは、まさにこの推進委員会で議論し、まちづくり基本条例ですっと議論していた協働を、これからどうやって小さな地域に進めていくかということに尽きるわけである。皆さんご存じのとおり、2025年までの地域包括ケアシステムの導入の話や、コミュニティスクールの話や、TPP対応の人・農地プランの話であり、そういうものは亀山市全体というよりも、その中の地域特性に応じて、市が全部するのではなく、市がやれることと住民がやれることをできるだけ作っていく、整合性を図りながら作っていくという作業を、進めているのではないかと思う。

この推進委員会で今日議論するのは、まさに、一つは協働のあり方の話であり、それからもう一つは、報告事項にもあるが、亀山市の場合は総合計画を作りながら、その前段に総合戦略を作っていく二段構えであり、そういう意味でいうと、その二本を今同時に抱えられているし、総合計画条例とまちづくり基本条例の整合性の話も有ると思う。そして何よりも、検討テーマ②の協働の部分が、これからの一層重要になってくるのは確かだと思っている。

このことから、そういう中で推進委員会として協働というテーマをそれぞれ分けて検討を続けているが、今日の議論が非常に重要になってくることは確かであり、限られた時間ではあるが、委員の皆さんの忌憚ないご意見をいただくようよろしくお願ひしたい。

### 2. 報告事項

#### (1) 総合計画条例の制定およびまちづくり基本条例の改正について

事務局：資料説明

(説明要旨)

- ・ 総合計画条例の制定について
- ・ 総合計画条例の制定に伴うまちづくり基本条例の一部改正について

会長：事務局から資料に基づいて説明があったが、質問等はあるか。

委員：この条例で書き加えた方がよいのではないかという点がある。

1点目は第6条で、第2項にまちづくり協議会（以下、まち協）のまちづくり計画を考慮して策定するという条項を是非加えてほしい。まちづくり計画も総合計画を意識しなければいけないし、総合計画もまちづくり計画を意識しなければいけない。お互い切っても切れない関係にあると考える。

次に第7条の市民参画であるが、市民の参画の機会を確保するという部分がまどろっこしく、弱いため、市民の参画を得て作るといった直球的な表現がよいと思う。

次に第11条の議会の議決だが、議会は総合計画の基本構想だけの議決となっているが、基本構想は大綱のようなものなので、内容がみえない。議会も中身が見えないものを自分たちに諮られても困るのではないか。基本構想と基本計画までしっかりと作ったうえで諮るようにした方がよいのではないか。要するに、基本計画のあとに実施計画が出てきて、実施計画の段階で予算の話が出てくるので議会が議決すると思うのだが、基本計画の段階で説明しておくとして実施計画の段階で、またお互いに議論が深まるのではないかと思う。

次に第13条の策定後の措置だが、第2項で総合計画の実施状況について公表するとあるが、実施状況だけでなく実施中の問題点も公表すると付け加えたらどうか。PDCAのサイクルで回しているの、どこにどういう問題があって障害になっているかということも議論されていると思う。単に状況だけではなくて、その状況がどんな問題も抱えているなども公表すると、市民の方もよく分かるのではないか。

会長：それぞれもっともな意見であるので、またこれは、パブリックコメントの際、市の説明責任を果たしてもらえばと思う。

1点だけ付け加えると、私も同じことを思っており、第6条に付け加えるかどうかは別として、まち協が作る地域まちづくり計画と総合計画との関係性である。まちづくり計画が条例上定められているわけではないので、総合計画としては、全部が作るとは限らないまちづくり計画を、この総合計画条例の中でその関係を書き込めるかというのはまた別の話にはなるが、少なくとも、まち協が色々と地域でまちづくり計画を踏まえて色々な事業を推進し始める時に、今回は無理かもしれないが、そういうまちづくり計画を作ることになると、総合計画条例を改正してでも、まち協が作ったまちづくり計画と総合計画の関係性は、しっかりと規定しておく必要があると思う。それはどこに入れるかは別として、田名瀬委員から指摘のあったまちづくり計画との関係性は、いずれ入れなければいけないだろうと思う。

議会の議決の方は、基本構想だけではなくて基本計画もといった意見であったが、議会基本条例上に規定はなかったか。

事務局：第3章の関係は、現在パブリックコメント中のため今答えることは難しいと考えるが、第11条の議決の関係については、総合計画条例においては基本構想を策定して議決といった規定としている。この条例にはこれしか書いていないので、委員の指摘はもっともと考えるが、実際には議会基本条例の中で議決事件が一部定められており、その中に今のまちづくり基本条例と同じような形で、基本構想に基づく基本計画の議決が根拠付けされている。今回の総合計画条例に併せて、議会基本条例も一部改正を行い、基本計画もこれまでと同様に議会の議決を得て作るといった形となる。2つの条例に分かれて規定されているので、少し分かりにくい、実際には基本計画も議決されるといったものになる。

第13条の実施状況については、出し方は十分かどうかといった部分はあるが、行政評価委員会で見ていただいているシートも含めて、総合計画の進捗は施策評価といったもう一段高いところの評価を庁内で実施しており、そうした中で課題も明記している。現状でも公表しており、これからもそういったものも含めて当然公表していく。指摘の趣旨と同じ考え方で実施状況を捉えているつもりであり、内容が十分かどうかは別の議論があるかもしれないが、考え方としては、同様の考え方で実施している。

委員：第6条であるが、会長の方からまちづくり計画の言葉そのものが定められていないということであったが、まちづくり計画という表現ではなくて、まちづくりの計画という言葉でとりあえず入れておくのはどうか。

会長：用語のところ、まちづくり計画と定義すると色々大変であるし、定義しないということも有りうる話であるが、総合計画条例という中ではどこかのタイミングで入れておく必要があると考える。

次回くらいには、まち協の庁内の研究会の取り組みの話もまた改めて報告いただかなければならないが、その時に、まち協の設置根拠の条例化の話と一緒に検討いただくような話になるというような気がする。作ったまちづくり計画と市全体の総合計画がどのような関係にあるのかは、絶対に重要な話である。

5月20日までパブリックコメントを実施しているので、是非意見をお寄せいただければと思う。

### 3. 協議事項

#### (1) 検討テーマ②「協働」に関する議論

担当部局：資料説明

共生社会推進室

(説明要旨)

- ・ 市民活動応援事業の状況（応援券の配布状況等、申請状況）
- ・ 市民活動応援事業に関する現状分析
- ・ 第2次亀山市行財政改革大綱（案）の配布（協働の取組部分のみ）

会長：市民活動応援事業は画期的な事業として始めた訳だから、前に行った応援券のイベントも、まちづくりの基本条例の啓発と兼ねる形で行ったと思うが、そういう形でも何らかの形やっていく必要があるのではないかと考える。そういうことも含めて、まずは事業について、何か質問や意見はあるか。

委員：応援券の個人から個人へ渡った状況はどうか。

担当部局：資料2-2の一覧表に、渡った動きという追跡が少しあるが、実際のところ、例えば「他の登録団体からお礼として受けた枚数」、これは他の団体から流れていった動きだが、これは現在のところ3団体しか動いていない。それから逆に「他の登録団体へお礼として使用した枚数」も0枚で、市民の動きも少ないということで、そこまで理解度は広まっていないため、制度が浸透してきたら、このあたりももっとPRしていかなければならないと考えている。

会長：資料2-2で出している数字というのは途中経過ということで、この倍くらいの、枚数の換金のデータが出てくるという理解でよいか。

担当部局：はい。

会長：そういう意味でいうと、地域で人から人へ、団体から団体へ渡るといった動きは、まだない。

委員：このことは検証委員会で分析するのか。

担当部局：分析する。

委員：これだけ見ると、恩恵を受けた団体と、全く受けていない団体がはっきりしている。

委員：コミュニティからお礼として受け取った枚数で、1番目と2番目が受け取った枚数なので、記載のある順位と実際の順位は違うということでしょうか。

担当部局：指摘のとおりで、これは団体の申請額の順位である。

委員：下の団体はまだ申請していないということで、これからまだ変わってくるという理解でよいか。また、すごく枚数が多い団体もある。

担当部局：はい。まだ申請されていないということである。みそ焼きうどんの団体であり、結構多い。食品関係は人気があり、三本松を元気にする会は、今後順位が上がってくると考えられる。

委員：活用する側からいうと、早くから準備して頼みに行かないと行事が重なってくるため、急にキャンセルが入ると代わりを考えなければならなくなるので、大変である。

委員：マッチングの機会が重要と前から言っているが、今からやっても、今のコミュニティは年間のスケジュールを決めるため、また前と同じように入り込む余地がなくなってくるという弊害が出てくるのではないかと。

会長：マッチングもある意味、コミュニティがこういう行事をやるということ、早めに各団体に知らせるし、各団体からもそれを知っているといった状況を作っておかないとまずいということではないかと。

委員：それはコミュニティ中心の応援制度の動きである。本来はコミュニティ中心プラス他がいる。本当に目指しているのは、コミュニティ中心ではなく市民中心の、市を中心とした市民活動応援券の動きであったはずである。しかし、今はコミュニティ中心の応援券の動きをしているため、どうしても時期の問題が出てくる。コミュニティ無しで市民団体を応援したいというのも自由だったはずである。個人が団体にお礼として使用した枚数がないというのが、一番大きな課題である。

委員：使用率の全体で50.8%であり、その中で0%に近いコミュニティもあるが、その現状を事務局は把握しているのか。特に北部コミュニティは1.6%である。

担当部局：昨年度も途中経過が悪かったため、自分や担当者で役員会に入らせていただいた地区である。そこで役員から使い方は分かったという返事もいただいたが、なぜか戻ってきた結果は少なかった。コミュニティでどのような議論が行われたかは掘り下げて聞いてみなければならないと思っている。関地区の中でも、他のコミュニティが協力して声かけをしていただいて、もっと使った方がいいとアドバイスしていただいたというのも伺っている。

委員：関の中央コミュニティが使わせたもので、出ている数字は自分のところが進んで使った

数字ではない。他からの助けがあって使った数字である。

担当部局：そのように私も聞いている。少しでも使っていただいたということは前進なのか  
と思いつつも、新年度はより使ってくださいという話で最終的には終わった。今年度も  
状況を見ながら、より入っていきたいと考えている。

会長：去年議論した時に、寄付に回るしかないんじゃないかという話をしていたが、この結  
果を見てどうか。

委員：市民に渡った分と団体に渡った分で、各コミュニティごとにかなり考え方に違いがあ  
りそうである。そのあたりを、どういう理由でどうなっているというところをもう一度整  
理した方がよいと思う。初めから団体を想定して、行事を実施しているのかどうか。市民  
へ配布したというのは、例えば何かをやってもらう時に団体をお願いのしようがないから  
その場その場で市民をお願いした。それなら市民へ配布した数が少ないならまだ分かるが、  
市民に出した方が多いコミュニティが結構多い。そのあたりをもう少し分析した方がよい  
と思う。

それと使用率の50.8%だが、予算的にいつまで持ちこたえられるか。

委員：使用率は伸びる方向ではなくて、大体最初と2年目はよくて、3、4、5と5年も6  
年もなってくると下がってくるはずである。

委員：平成27年度はどれくらいを目標にしているか。

担当部局：もう少し高い使用率を目指しているが、継続することによって定着していくよう  
期待している。

委員：使用率の計算方法であるが、資料2-2の「他の登録団体からお礼として受けた枚数」  
は、要するに2回使っているということである。使用率としては2回カウントした方がよ  
いと思う。

それから、団体によっては3,400枚の獲得となっており、申請の上限が3,000  
枚であることから、超えた時点で、その団体がまたどこかに寄付したらよかったと思う。  
無駄になってしまうため、今後、そういった指導はしていった方がよいと考える。上位の  
方がどれくらいになっているか時々チェックして、3000枚を超えた団体にどこかに寄  
付するよう指導した方がよい。

会長：この応援券についての報告で、他に何かご質問はあるか。改めて検証委員会で色々と  
議論をいただくということであるが、この際何か質問等あるか。

委員：結果的に市の予算としては、半分くらいしか使われない形ということか。

会長：予算組みとしては、今年度は、どの程度の使用率で予算計上してあるのか。

担当部局：7割程度でみている。

会長：市民活動応援券について、他に何かあるか。

委員：コミュニティ関係で使っているが、自治会関係でも使ってもらえないかという声が出  
ていた。それがまち協になって、自治会が統一されたという視点であったら使えるのか。  
自治会分を作って、そこで使うようにしたら使えるか。

担当部局：まち協の事業として位置づけ、各支部で開催するという形にしてもらえば問題な  
い。

委員：検証委員会でもコミュニティばかりではなく、自治会の一般市民も使える方法を考え

てはどうかという意見が出たが、それはそのままになっている。コミュニティであろうが自治会であろうが市民一体という形の考え方でどうかと思う。

話は変わるが、資料2-1だが、屋生地区まちづくり協議会がある一方で、野登総合推進協議会という名称がある。名前はどちらを本当にするのか。

会長：亀山に限らず、どこも最初に作った時にそういう名称で動き始めたら、なかなか変えられない状況があり、おそらく、まち協の設置条例であっても、まちづくり協議会というのが一般的な名称であって、名称はそれぞれが決めるという形にならざるをえないと思う。

委員：前回もなぜコミュニティでは駄目なのかという議論はあった。

会長：ただ、やっぱり今までとは違う活動だというのは必要だと思う。亀山の場合は、特にコミュニティが色んな活動をしており、その一方で自治会も色んな活動をしている。そこについては、名前は変えていく必要があるんだろうと思う。

委員：事務局はどう考えるか。統一した方が良いのではないか。

事務局：確かにまちづくり協議会に移行していく段階では、統一した名称になっていくべきだろうと私も考えている。ただ、今回の野登総合推進協議会は、コミュニティの名称として、この協議会を使っており、過去からそういう名称である。野登の地区もまち協に変わっていく段階では、当然、最終22の地域がまち協を作っていくため、その段階では統一した名称にしてもらうような形で、お願いをしていかなければならないと考えている。

委員：野登は平成27年度にまちづくり協議会になると聞いている。

委員：コミュニティとして活動しているのは亀山だけである。

会長：全国だと、このようにコミュニティという名称を出しているのはところどころあるが、応援券は亀山だけである。

委員：応援券は鳥羽や松阪の自治会連合会も注目している。亀山が成功したら真似したいという話も聞く。

会長：それは色んなところから注目されている。それが本当は地域でぐるぐる回るような話になっていってというのが、本来の趣旨である。色々な改善については、また検証委員会の方でご議論いただかなければならない。

市民活動応援事業が中心で今まで議論しているが、その他、今回のまちづくり基本条例の推進という観点で、協働ということからいうと、少しこの際こういうことを議論しなければいけないといったことがあれば、是非テーマ出しだけでもしていただきたい。

なぜかという、それをベースに推進計画を作るからである。その中でいうと、例えば、ずっと推進委員会でも議論している、まち協の設置条例のようなものを作っていく時に、協働の位置付けやまち協の設置条例が協働に果たす役割、市との関係性をどのように条例上で規定するかというのは大きいと思う。それが今ある仕組みでいうと、一つは協働提案事業であるし、それにまち協の事業は、協働提案事業の中に入るのかどうかといった点から裏付けをしておく必要があるだろう。

そのほか、市民応援券に限らず、今後の協働ということで何かあるか。

委員：ついこの間、第2次亀山市行財政改革大綱(案)のパブリックコメントが出されたが、この中に協働の見直しが大きな項目として挙がっている。私も協働事業提案制度は馴染まないよという話を以前からしているが、そういうことを踏まえて、協働の見直しというこ

とを考えていると理解してよいか。

事務局：この第2次亀山市行財政改革大綱（案）というのは、今回パブリックコメントをして、6月議会に最終報告されるという中で進められており、協働という一つのキーワードが、前回はあったが、今回また新たに付け加えられており、これについては、委員から指摘のあった観点も含めて、入っていると認識している。ただ、所管課が財政行革室であるため、このあたりの考え方は、正確には財政行革室からの話になるが、私が委員会の中で聞いている限りは、そういった考え方は入っていると認識している。

委員：パブリックコメント案には細かいことは書いていない。

事務局：この大綱そのものは、いわゆる基本構想のようなもので、その下に新たな施策・事業が付いてくるため、その段階で細かなものがはっきりしてくる。この作業もパブリックコメントと同時に行っており、同じ6月のタイミングで両方お示しができると聞いている。

委員：そのあたりの話ができあがった時には、この場内容を説明してもらえると理解してよいか。

事務局：今のところそこまでは考えていなかったが、状況報告をするとなると、次回の会議は6月を想定しており、その次の会議が推進計画をつくるための報告書をまとめていく作業期間を考慮し11月頃を予定していたため、情報としては提供できるものは示せると考えるが、議論いただくというのは期間的にちょっと難しいと考える。

委員：11月でもよいと考えるが、どういう形で市とまち協の協働となるのかというのがはっきり見えないと、まちづくり計画そのものを作りようがない。まちづくり計画の題目は挙げることはできるが、その題目について、どういう形で市やNPOと協働をやっていくのかという考え方がまとまらない。こうなったからこれでやりますというのではなくて、こういうのでいかがでしょうかというところで、できればこの場で議論として出してほしい。

事務局：協働に関する具体的な取り組みというのは実施計画の中で、6月示されてくると想定されるため、協働の施策については、示せるタイミングで、示させていただきたいと考えている。次の会議を6月の3日か4日を予定しているため、この段階では少しまだ固まっていないと予想される。

委員：あまりガチガチに固めないで、議論できるような段階でお願いしたい。

事務局：おそらく行革の委員会の中では、実施計画の素案的なものについては、そのタイミングで示されると思う。

会長：そこで、行革の観点からは協働の部分で書き込むことはあまりないのではないかと。

事務局：行革大綱の中で協働が位置付けられているのは、前回はそうであるが、行政が担うべき事項と住民が担うべき事項を明らかにすることによって、経費の節減に寄与する部分もあるかと思うし、そういった考え方が一部行革大綱の中で、協働を見ているのではないかと考える。私たちが進めているまちづくり基本条例の考え方とすぐにマッチングするものとは思わないが、一部そういった考え方は、共有する部分はあると考える。

委員：経費の節減というところでもあるが、何かを成し遂げる、地域の活性化に繋がるという意味では、非常に大きな意味をもっている。そういう意味で、しっかり地域の自立性を促す、このために協働をやるんだ、その協働のベースとして地域予算制度があるんだとい

うところをきっちり踏まえて作り上げてほしい。協働は共生社会推進室ではないのか。

事務局：行革大綱は財政行革室が所管し、実際に進めるのは共生社会推進室である。

委員：大変な検討になると思うがよろしくお願ひしたい。

担当部局：この仕組みができてから時間も経つため、使いにくいということや、市と団体が何回かミーティングをしながら話を進めていくという過程が、逆に事務負担であたるということなど、見直しは声も挙がっている。より充実した事業を作っていくためには、コミュニケーションは非常に大事であると考え、目的を損なわず協働をやっていきたいと思っている。在り方検討会などもかなり以前に開催しているため、そういう検討もしていかななくてはならないと思っている。

委員：個人的には協働事業提案制度とまち協との協働とは、全然違う仕組みということで作ってもらった方がよいと思う。

会長：行革大綱の中で、新たな地域自治の仕組みを作りますということはもう掲げてあり、その中に協働の仕組みを見直すというの、取り組みに入っている状況の中で、これをこれから検討していく際の視点みたいなものを何かご意見としていただければと思うが、どうか。

一旦先送りになってしまっているが、やはり中間支援の仕組みは必要であると思う。まち協が色々出来ていけばいくほど、それから活動団体とのマッチングをどうやって図っていくかという話をやればやるほど、これは、市役所がマッチングを丹念にやっていくという話ではなくて、やはり民対民で支援していくような中間支援の仕組みというのは、いよいよ亀山も充実させていかななくてはならないと感じる。

委員：これはまち協の協働だが、NPO団体などとの色々なまた違う協働がある。それが今、市との協働が薄れていっている気がする。市も協働と名前だけ言っておいて協働してないかたりする。色々な協働の場があるので、本当の協働の意味で、これを機会に広く協働について、考えていただけたらと思う。

会長：協働というのは、同一の目標に向かって力を合わせて動いていくことである。だから、共通の目標がないといけない。これは行革の悪口を言う訳ではないが、どうしても行革から入ると、安上がりになる方向にいつてしまう。そうではなくて、豊かな地域社会を作るために、最小の経費でいくのが協働である。決して安上がりが先にあるわけではないと思うが、行革でいくと少しそういう部分がある。不必要な行政の仕事ではなくて、行政は不必要かもしれないが、地域では必要な事業であり、それを実施する主体が違うだけであるが、行政から見ると、行政がやる必要のない事業だから、それは切ってしまうということになってしまう。そうすると、地域では押しつけられた感だけがいっぱいになってしまう。そうではなくて、地域をこれから10年20年良くして維持していくためには、この仕事は何も市役所がやる必要がなくて、地域でやれるのであればやりましょう、そのために一括交付金で支援しましょう、というスタンスに切り替えているという話を、なかなか行革ではしない。そこは協働の指針のところで、きっちりと作っておいてもらわないといけないと思う。

委員：目標4の「協働と連携による改革」の中の、「引き続き市民や団体、企業等との協働による取り組みを進めていきます」と書いてあるが、現在の推進委員会の委員には企業の



代表という方がいないとため、委員の中へ企業の方も入れたらどうかと考える。事務局に聞きたいが、議会が議会というが、議会の承認を得なければならないというのであれば、市会議員も一人くらい委員になってもらい、この雰囲気味わってもらってはどうか。協働協働と言っているが、本当にみんなが協働するという形なのかと、絵に描いた餅に感じる。

会長：企業は委員にいてもらってもよいかと思う。議会は議会の方が嫌がるだろうと思う。おそらくここで発言できない。傍聴はしてもらっても全然構わない。

委員：企業について他の委員さんの意見も聞きたいが、事務局はどう考えるか。

事務局：協働の中に当然企業との協働は必要であると思うし、企業人の感覚を取り入れていくというのも本当に重要なことであると考え。

委員：協働に関しては、去年10月の推進委員会で、私の意見を出しており、資料として残っていると思うため、一種の参考にしてもらえたらと思う。それから、企業の声というテーマだが、委員に入ってもらって企業に代表制をどのように確保してもらおうかというのが非常に難しい問題である。

例えば、大きな企業、小さな企業、それぞれ意見が違うため、ある企業が亀山市内の企業を代表しているということ、どのように担保していくかが課題となる。ただし、防災上の観点からいっても協働というのは絶対に必要である。

会長：例えば、こういうところに入ってもらうのは、代表的な企業であるとか、或いは商工会議所経由でお願いするというパターンがあり、むしろ課題としては、それぞれのまち協のところで、地元にある企業に地域の企業として、きっちりと参画してもらえるルートが作れるかどうかというのが大きいと思う。

事務局：今回の委員の選出にあたって、伊藤委員は商工会議所ということで、団体さんからの代表である。個別事業所という位置付けというよりは、企業界全体の中からの立場として委員としての位置付けでお願いしている。

会長：商工会議所の中で、まち協の話が出ているよとか、議論にはなっていないか。

委員：具体的には工業会とか商業会とかがあり、分からない。

会長：企業の社会貢献、いわゆるCSRの話である。それから、地元の企業に勤めていて、その企業に亀山市民がたくさんいたら、従業員が地域にどれだけ貢献するかということもCSRに繋がる。新規の事業展開においては、地域にたくさんネタが転がっている。社会貢献をしていないと国際入札はできない。そういう意味では、企業側も実利はある。

先ほども言ったように、新規の事業展開で、例えば一人暮らしの高齢者の買い物サービスであったり、配食サービスに企業の遊休施設を使うことも考えられる。従業員の送迎バスを従業員が工場にいる間は、地域で巡回バスを回せないのかと、いつも提案している。それを企業が社会貢献でバスを回してくれたら応援すると言っているが、当然法律の規制上問題あるとか、そういう話を誰もしない。だからずっと通勤バスは動かさず、暇になっている。あれを昼間に病院に行きたい高齢者のための福祉バスで回せないかという話をしているが、企業側に聞いても、それは当然法律規制の問題があるため、なかなかできない。ただし、無料であれば直ちに違法とは言えない。お金を取ったら違法である。

企業の社会貢献でこのような活動をできないかどうかなど、まち協はそういうことを考

える場であってほしい。そして企業が、じゃあうちの中で考えてみようかとなると、またそこで一つ面白くなると期待する。それぞれのまち協はそういう場であってほしい。

委員：企業によっては、社会貢献そのものをするゆとりもないということということも聞く。また、親会社が入らなければ、その下請け企業にお願いに行ったが、協力できないと言われた。このような現状もある。

会長：やはり企業との協働というのはちゃんと方針も決めなければいけないし、企業への働きかけというのも考えておかなければまずい。行革大綱の中でもそうであるし、災害時でも、地域にいる男手ということであれば、企業の従業員と中学校2年生以上の中学生ぐらいである。だったらどうするかというと、まち協の中に、地元企業は当然入ってもらわなければならない。企業との協働というのは一つ考えていかなければならない。

推進計画を作っていく時のネタ出しということで、協働について他にないか。

委員：委員の選任の中で、今商工会議所などの観点で出たが、これから問題に直面するのは農業や林業だと考えるので、そういう方も含めたらどうか。

会長：それもある。他に質問や協働に関する議論など、これだけは言うておかなければならないことなどないか。

繰り返しになるが、まち協がこれからより具体化していくにあたって、どのように動きやすい仕組みとしていくか。そのためにまずは条例に設置根拠を求めていかなければならないということと、行革の大綱にも書いてあるが、地域一括交付金を導入していくことから、経費処理など、それを地域で適正に処理できるような、まさにまち協のコンプライアンスをしっかりと規定するものにしていかなければいけない。

一括交付金が出てきた場合、応援券はどうなるか。応援券は全市活動する団体とまちづくり協議会との活動を繋ぐ、或いはまちづくり協議会の中の個人と個人の活動を繋ぐ制度であるため、全く別として扱うということではどうか。

事務局：今のところはそのとおりである。ただし、将来的にはこの応援券の制度はもっと発展させたいと考えているため、現在の地域一括交付金を導入する段階にあたっては、別々に考えている。

委員：現在は、応援券と補助金はどちらかを選ぶという形になっている。

事務局：地域予算制度として、現在、制度を確立しているところであるため、今の応援券の考え方もリンクして考えてもらっていると思うが、即時にというのはなかなかないというところ。

会長：その部分で、特に一括交付金・地域予算制度というのは、市民の皆さんからも関心は高いと思う。ただし、最初にそこで、どこに行ってしまったか分からないとか、遣ってしまったなどで失敗してしまうと、まち協が信頼を無くしてしまう。

自身も関わっており、先日、伊賀で住民自治協議会の支援交付金の審査会があった。その審査会で、もう一度一から出直すための経費を申請していた。それは何かと思ったら、10年前の最初の設立時に、その時の役員が訳の分からない交付金の遣い方をして、そして、それ以降10年間は、その地域の住民自治協議会は、全く地域から信用されなくなり、何にも動かなかった。その後10年が経過し、役員も何代も交代しているので、ここでもう一回、新たな目標を作りたいということで、わずか10万円だったが、まちづくり

計画をもう一回作るための費用を交付してほしいという申請があった。

一度信用失うと10年ぐらい復活できないということになるが、やはり地域で信頼失うことは怖いことであると感じた。それだけに、まち協の制度設計、地域まちづくり計画、そして、一括交付金というものは、しっかり作る必要がある。心配すればするほど細かく作ってしまうものだが、細かく作ってしまうと、おそらく、委員の方からこんな動きにくい使いにくいものはなんだと言われると思うが、一方では全員が善意であるとは限らないため、そのせめぎ合いのようなものがすごく難しい。協働はその難しさがすごくある。市はどこかで責任取らされる。まちづくり協議会の場合は、今の任意団体であれば、責任を取る仕組みにはなっていないし、当然内部の規程でそのようになっているはずであるが、それを条例化するというところでいうと、今度は条例上の準公共団体としての責任を背負うこととなる。このため、その書きぶりは非常に難しくならざるを得ないし、第一歩は非常に重要である。伊賀市の団体は、もう一度計画を作ろうと合意を得るまでに10年かかった。そんなこともあるということである。

委員：地域の担い手支援ということで、もう少し具体的に教えてほしい。行政の職員が、特にまち協にリーダーとして入ってもらっているが、その方たちは全員研修を受けているのか。

事務局：地域担当職員という形で、今年の4月に全地域に配置しており、当然その職員は行政職員であり、地域づくり支援に対して熟知している職員とそうでない職員がいることから、そのあたりの能力の差を埋めていくため、随時研修を実施し、職員のレベルアップに努めている。

ただし、行革大綱の取組にある地域の担い手支援というのは、もう少し広い意味で、地域の方のリーダーになるような方に対し、市が何か支援できるような取り組みとして、ここでは書かれている。

委員：定年退職した市の職員があまり地域に顔を出してこないという話をよく聞くし、行政でお世話になったのであれば、市への恩返しとして、何か市の地域のために働いてもらいたいという思いはある。

会長：それはそうであるが、中にはもういいと言う人もいる。やはり地域の皆さんからいうと、市の職員をやっていたという、それだけで顔がきくんじゃないかと思われてしまうことがある。それはやはり後輩に対して、そういうところで圧力をかけるわけにはいかないということで、地域に出ていかないといった場合もある。少しそこは難しいところである。

また、亀山市の新規採用職員に、この時期に研修で話すのだが、職員の立場と市民の立場として、地域の様々な活動に関わると、地域でやりたいことをやる人は、違法無法で色んなことやるため、市の職員としてはしっかりと厳正にやらなければいけないということで、まさに股裂きに合う。ただし、そこを上手くできるのが市の職員であり、その訓練をやるためには、地元の活動にちゃんと関わりなさいというのはずっと言っている。退職をしてからでは、なかなか関わりづらだろうという気はする。だから、現職の時から関わっておく必要があるのだが、なかなか一般的には、市の職員は地域とあまり関わらないようにと言っていると思う。

委員：仕事と地域と区別しないといけない。

会長：それはそうであるが、地域のことをやるのが仕事であるため、分離しなさいというのが無理であると思う。

委員：昼生の例を出すと、まちづくり計画検討会というのを拡大し、11名から27名にした。その中で市の若手職員が4人入っている。それぞれの立場で普段の仕事とは切り離して、将来この地区をどうするかということで議論する。そのような形で入ってもらうことが望ましい。

会長：それは絶対にそうである。ある程度そういう仕組みや制度などで後押ししてあげないと、なかなか市の職員は入って来れないというのも事実であるし、その時は地域の方も、市の職員ではあるけども、所属する部署に期待して話してもらうのではないということだけは、了解するというルールは絶対に必要である。

委員：なかなか本人は納得してなかったが、自治会長からの声かけということで了解してもらった。

会長：それをしっかり行ける職員でなければいけないし、それを許す上司でなければいけない。

事務局：そのような地域への関わりを促すような考え方を、職員にもっと伝えなければいけないと思う。

## (2) 検討テーマ③「条例との整合性の検証」に関する現状の取組の説明

担当部局：資料説明

企画政策室

(説明要旨)

- ・ 市内における条例との整合性の確認方法について（条例、規則、計画等の改廃時）
- ・ 市職員への研修実施状況について（実績）

会長：説明を受けて分かるとおり、これはかなり市の中の内部事務的なものでもあり、この推進委員会としては、しっかりやっているなという確認ぐらいになるのかという気がするが、何かこの点について、質問はあるか。

委員：しっかりやっているよねという確認は当然できるが、このチェックリストを作って、色んな段階で検討が入るが、チェックリストの妥当性の判断は誰がするのか。書く人は自分の思いで書くため、第三者から見ても、この内容でよいという判断はどこかでするのか。

事務局：現状としては、企画政策室への合議で来ることになっており、判断するのは私どもだと思っているが、妥当性についての明確な基準はないのが現状である。

委員：それが必要だと思う。私どもの地区で市と協議している案件があり、具体的には言わないが、とてもではないが、この基本条例を踏まえているとは思えない。そのようなことから、計画の段階で、チェックリストをきっちり踏まえて、市の立場としての独りよがりになっていないかというところを、誰かに第三者的に見てもらい、住民の方と話をしなさいとか、そういう流れがきちっとできているとは思えない。もう一度そのあたりのチェックをしっかりやるような仕組みは必要と考える。

会長：ある意味、判断の基準を作っていくためには、量を積み上げていくしかないというの  
はある。それを企画政策室で積み上げている途中であるというのと言えるかもしれない。

委員：量を積み上げていっている途中であってもよいと思うが、積み上げている途中の結果  
で動いてしまった事業というのは、取り返しがつかない。

会長：確かにそのとおりである。

委員：もう少しその点は検討を加えていただけたらと思う。

会長：他には検証の部分でいかがか。

委員：研修内容について、研修時間30分とあり、全て大事な項目であるが、これを30分  
で理解できるというのは素晴らしいと思う。定期的にするなら別だが、形式的ではないか。

委員：研修時間がすごく短く、なんとなく研修が手薄な感じがする。どこに何があるか、何  
課がどこにあるか、未来が何をしているのかなど、そういったことが全然理解できてい  
ない職員がいる。それが何年か経ってもまだ知らない職員がいる。

事務局：これは新規採用職員に行う研修で、2日間の中でおそらく詰め込み過ぎになってい  
ると思う。職員の気持ちで在り方や、総合計画やまちづくり基本条例、互助会、組合など、  
色々な内容を2日間で実施しており、また半年経って後期で別の研修を行うが、おそらく  
指摘のあったように、なかなか頭に入ってくものではないと思うため、こういったことを  
継続的に実施していくことで、職員も成長していくものであると考える。研修内容につ  
いては、所管部でもあるため、少し意見を踏まえて、今後のあり方も考えさせていただき  
たい。

また、職員がバスに乗って施設を回る研修もあり、あいあいや総合環境センター、みら  
いなどを見て、市でどういう仕事をやっているかというのも大事な研修であると思ってい  
るが、それもおそらく詰め込み過ぎで、なかなか一ヶ所に滞在する時間が少ないため、頭  
の中に入っていないのか、これも繰り返しになるが必要と考える。まちづくり基本条例  
についても企画政策室の職員が講師をしており、ポイントポイントで要点は確実に抑えて  
くれているとは思いますが、30分は短いかもしれない。

会長：けれど、確実に新規採用職員もまちづくり基本条例を知ってるということである。

委員：先程のチェックリストを書く研修というのは、実地研修として非常にいい研修である  
と思う。新規採用職員は無理だと思うが、2、3年目の職員にチェックリストを書くよう  
な研修をやってみたらどうか。

事務局：今まで条例を作る時に、こういうチェックリストを意識して作っておらず、今は担  
当室の職員が意識して条例の制定・改廃を行っているため、それだけでもすごい進歩であ  
ると考えるが、その職員がどこまで意識して取り組むかということだと思う。その中で、  
意識の少ない職員も当然いると考えられるため、このような手法も研修の一つとして扱う  
のもありだと思う。

委員：これをやるためには条例を読まなければいけない。

会長：他はいかがか。今日と前回の議論でも出ているが、やはり基本条例のPRイベントと  
応援券の話は、平成26年2月に行ったような形ででも、PRと応援券の周知は必要であ  
ると考える。今日のデータを見ても、使い方を知らせるというのは必要ではないか。

委員：川崎のコミュニティの使用率が十数%だが、なぜかというと、まち協としての催し物

や活動内容と、団体とのニーズが合わないというのが大きな課題であるとする。

委員：来てもらう団体がないということである。自分のところでしていたら逆でない。

委員：どうしても地元の方に喜んでもらえたり、地元の方、地域の方のために活動を考えて、団体を使う時に選択肢が狭まってしまう。

それから、個人にお配りしたらというアドバイスももらったが、個人がこれを受け取った時に、個人は使えない。例えば、ゴミ出しに行ってくれたからといって、お礼に応援券というのは、今更みずくさい話であり、券一枚ではなく、芋一つ、野菜一つとなっている。応援券でお礼をとというのが本来の目的だと思うが、そうではなく、地域の方にとっては自分たちが使わないものはただの紙でしかないというのが本音である。

そういった意味で、実状も色んなところに出てくると思うため、行政側としても話を聞いていただき、せっかく良い事業なので改良できるところは改良していただき、地域の方が使いやすいものにしていただけたらと思う。

会長：他にいかがか。

委員：まち協条例と一括予算の現状、検討状況はどうか。

会長：おそらくこれは今年度検討していくという話であったと思う。6月議会に報告はするのか。

事務局：有識者会議の結果を6月議会に資料として提出すると聞いている。検討状況については、副市長をトップとした地区コミュニティ研究会が、その後1回開催されており、それ以外に地域予算制度の検討ワーキンググループが、室長級で立ち上がったところである。

委員：その状況から考えると、一括予算についてはもっと時間がかかるということではいか。

事務局：そのとおりである。そのあたりの状況も、次回の会議に報告できるようにしたい。

会長：コミュニティ研究会で、もっと早くやれという話になったと聞いたがどうか。

事務局：そういう話が出ている。特にまち協の根拠条例を早く進めていくという話が出ている。

会長：そのあたりも含めて次回報告いただきたい。少し議論が足りない気がするが、協議事項は以上である。

### 3. その他

#### (1) 次回の推進委員会

時期 平成27年6月3日(水)

場所 亀山市役所本庁舎3階 第3委員会室